

2024年10月11日
第62号

豊島区労働組合
協議会

〒171-0022

豊島区南池袋2-6-8-401

TEL 03-3988-7091

Fax 03-3981-9168

豊島区労協 ニュース

発行責任者 市川康世

編集責任者 山中 学

mail info@t-kurokyo.com

http://www.toshima

-kurokyo.org



戦争する国づくりストップ 金権腐敗政治を正し国民生活を守ろう

区労協議長 市川 康世

自民党の石破茂氏が10月1日の臨時国会で首相に指名され、10月9日に衆議院が解散されました。総選挙は10月15日に告示27日を投票日に行われることになりました。

新内閣になり十分な審議時間もなく、いきなり解散総選挙では国民に判断材料も示さず投票しろというもので、許すことのできない暴挙です。自民党の総裁選では「国民が判断できる材料を提供することは政府の責任であり新総理の責任だ」とまで言っていたのに、これでは新首相を信用することなどできません。

石破首相は総裁選で「日本を守る・国民を守る」などのスローガンを掲げていました。守るといふなら、異常な物価高に苦しむ国民生活に寄り添い国民と労働者の生活を支える経済対策を直ちに講じるべきです。能登の大地震と大水害を受けた被災者に生きる力の出る手厚い支援を今すぐやるべきです。
ところが新内閣が発足し開く

えてくるのは「憲法改正」「日米軍事同盟の強化とアジア版NATOの提唱」「岸田政権の経済対策の継承」「原発の利活用」です。10月2日にはバイデン大統領との電話会談で、岸田政権以上に日米同盟強化を表明するなど、より一層戦争できる国家づくりに邁進しています。

岸田首相が政権を投げ出した根本問題は、統一教会と自民党議員との癒着問題や政治資金パーティーによる裏金づくりという大犯罪で国民の信用を失ったからです。そのことについて、今回の自民党総裁選では争点にはならず、国会での各政党の代表質問への答弁を見ても、政治を変える姿勢がないことが明らかになりました。

投票日まで、短期間の闘いですが、安倍・菅・岸田・石破と続く国民生活無視、大軍拡政治にストップをかけ、国民・労働者の生活を守る政治を実現しましょう。



都教組豊島支部の 活動報告

「やったー!」

組合員になれたー!

これは、学校に勤めるスクールカウンセラーさんが組合加入の用紙を同じ職場の組合員に渡したときの喜びの声です。

昨年、公募による試験を受けたカウンセラーさん250人が突然雇い止めになるといふ問題がおき、全都に衝撃が!

今年度、それを繰り返させないために、この夏、職場の全教職員署名、カウンセラーさんにはアンケートをお願いして不安な思いを書いてもらいました。

実はそのアンケートの最後が加入申し込みになっていたので、その声を集めて都教委と交渉します。

雇い止めにあつた方も、泣き寝入りせず選考基準を裁判を通じて開示を求める訴訟を起こしています。

教員の欠員問題が深刻に

8月の終わりにテレビで、豊島区の学校の欠員問題が報道されました。この問題では、8月に組合から欠員解消の要請を区教委に出していました。しかし教員のなり手が減っている中で欠員解消は実現できていません。

ん。少しでも先生方の負担を軽減できるよう分会と連携して区教委に要請していきます。
このような学校危機をなくしていくために、例年お願いしている、ゆきとどいた教育を進める署名にご協力をお願いいたします。

東京都教職員組合豊島支部

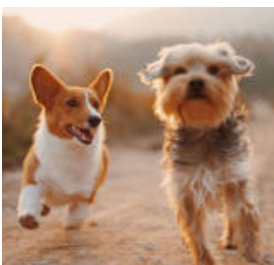
飯田豊照

公契約条例「学習会」

東京ではすでに、16の自治体(都民人口比40%以上)で公契約条例が制定されています。学習会に参加して条例の仕組みを学び、より良い公契約条例を制定させる取り組みを進めましょう。

日時*11月14日(木)
18時30分~20時15分
会場*ラパスホール

講師*永山 利和さん
(日本大学元教授)



会計年度任用職員の更新限度が撤廃！

20年以上前からの要求、非正規職員の更新限度の撤廃が実現！

7月現在豊島区には、2108人の正規職員とともに全職員の47%を占める1814人の非正規の会計年度任用職員が勤務し、区民生活を支え守る仕事に従事しています。

これまで会計年度任用職員は1年の有期雇用で、更新も4回までを限度としていたため安心

して働き続けることができず、区民サービスを進めていくうえでも様々な問題が生じていました。

公務公共一般労働組合は、更新限度が導入されて以降、20年以上前から重点要求として「更新限度の撤廃」を求め、2005年には都の労働委員会にも5年での雇止め撤廃を求めて提訴し、更新限度撤廃に向けた取り組みを続けてきました。

の劣悪な労働実態が広く社会に知られるようになるなかで、人事院は今年の6月に国の各機関で働く非正規職員（期間業務職）の更新限度の撤廃を表明しました。

この決定を受けて総務省もこれまでの地方公務員の更新限度設定の通知を削除しました。この状況を踏まえて、豊島区もようやく非正規の会計年度任用職員の「更新限度撤廃」を表明しました。

非正規職員を組織する公務共

最低賃金1500円以上の実現を！

東京の最低賃金は2024年10月1日から1632円に改正されました。

しかし、この賃金で月150時間フルに働いても月額で18万円にもなりません。

東京春闘共闘が行った「東京最低生活費調査」では時給1600円以上が必要となっています。

最新の調査では、世界の最低賃金は、「フランス1834円」「ドイツ1974円」「イギリス2102円」になっており、時給2000円は世界の水準になってきています。

今すぐ全国一律で時給1500円以上を実現し、世界の趨勢時給2000円以上をめざす取り組みを進めましょう。

最低賃金制度とは、

働くすべての人に、賃金の最低額を国が定める制度です。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

使用者が労働者に最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合は、その差額を支払う必要があるとともに、法律による罰則規定もあります。



【2023年7月時点のデータ】

10月の予定

- ① CU 豊島支部会議
10月12日(土) 13時30分
会場：豊島区職労会議室
- ② 学習会「すすむ貧困格差」
10月14日(月・休) 18時30分
会場：文京区民センター2A
講師：宇都宮健児さん
- ③ 北部春闘共闘会議幹事会
10月21日(月) 18時
会場：文京区労協事務所
- ④ 区労協常任幹事会
10月28日(月) 18時30分
会場：東部区民事務所

東京公務公共一般労働組合・豊島支部ニュース
会計年度任用職員など、自治体で働く非正規・関連労働者でつくる労働組合です
2024年9月30日

再度任用の上限撤廃を表明！

豊島区は、9月25日公務公共一般労働組合との交渉で、**上限撤廃の趣旨は「会計年度任用職員の継続的な任用及び安定した組織運営を図る」**為と説明

これにより、来年3月末で再度の任用の回数(4回)を超える会計年度任用職員も、これまでと同じく、令和7年度からも「公募によらず再度の任用が可能」となりました。



【この提案内容は下記に掲載します】

労働組合が勝ち取った大きな成果です。これまでの皆さんのご支援に感謝いたします。

令和6年9月25日
会計年度任用職員の公募によらない再度任用にかかわる上限の撤廃について
(概要)

- 趣旨
現在、会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限回数について4回と定められているところ、その上限を撤廃し、会計年度任用職員の継続的な任用及び安定した組織運営の実現を図る。
- 見直しの内容
会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限回数について、全ての会計年度任用職員を対象に、下記の通り改正する。

改正の項目	改正前	改正後
会計年度任用職員の公募によらない再度任用の上限	4回	上限を設定しない

- 施行日
令和6年10月1日(予定)
※令和6年度に公募によらない再度任用の上限に達している会計年度任用職員について、7年度の公募によらない再度任用を可能とする。

【組合補足】来年度の再度任用手続きは、10月下旬に通知予定(一般事務補助は11月下旬に通知予定)

★労働組合に加入して雇用を守り、労働条件を改善していきましょう！

【組合費は、賃金年65万円以下で月1,000円・30万円以下で1,400円・700万円以下で1,800円です(共済費含む)】

公務公共一般労働組合・加入申込書(下記まで交換便かFAX等でお届けください)

氏名 _____ 職名 _____

連絡先(電話) _____ メール _____

連絡先：豊島区役所1階・西側角(豊島区協労区) 電話：3980-8027・FAX：3980-9600

- 1 -

共一般労働組合豊島支部は、今回の成果を踏まえて引き続き①正規職と非正規職員の処遇の格差是正②大幅賃金の引上げ③経験加算制度の実現④病気休暇90日の有給化等の要求実現の取り組みを進めています。皆さんのご支援とご協力をお願いいたします。

【参考として、公務公共一般労働組合ニュースを掲載します】
